

令和 6 年度
(2024 年度)
事業計画書

社会福祉法人平戸市社会福祉協議会

目 次

1	基本方針・重点事業	P1~P2
2	事業計画内容	
1.	法人運営部門	P3~P4
2.	地域福祉活動推進部門	P4~P6
3.	在宅福祉サービス部門	P6~P7
4.	公益事業	P7
5.	収益事業	P7
6.	地域福祉センター（本所・支所）拠点事業	
	本所（平戸地域福祉センター）	P7
	生月支所（生月地域福祉センター）	P7~P8
	田平支所（田平地域福祉センター）	P8
	大島支所（大島地域福祉センター）	P8

1. 基本方針

平戸市は、人口減少・高齢化が進み、地域課題は増加していると思われます。その課題に対応するために地域包括ケアシステムの構築が推進されてきました。2025年（令和7年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、本市においても、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築がなされてきました。しかしながら、市内において、十分な支援が行き届いていない現状かと思われます。このようなことから、令和6年度において、地域福祉の更なる充実が必要であり、地域住民のニーズを的確に把握し、個別課題や地域課題の解決を図っていくことが重要であります。

平成30年3月に策定された「平戸市地域福祉計画」には、本会が取り組むべき内容が明文化されています。また、社会福祉法第106条4に規定される「重層的支援体制整備事業」は、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することとされています。これらの支援は、本会が現在まで実施してきた総合相談事業等と合致しており、更に相談しやすい環境をつくり、地域住民のあらゆる相談に対応していきます。また、相談機能の向上には、相談を受ける職員の研鑽が必要不可欠です。本会には社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理士等国家資格を有する職員が多数在籍しており、今後においても、専門職研修への参加を促進します。

SNSの活用は情報をより多くの方に瞬時に提供できます。ホームページやFacebook、LINE等の活用などを行い、リアルタイムな情報発信を行います。

高齢者福祉分野では、地域で支えあい・助け合う活動の充実を図ります。ふれあい・いきいきサロン未設置の地区への立ち上げ支援、住民主体の通いの場の立ち上げ支援、介護予防ボランティア活動の推進など住民相互の助け合いを広げていきます。また、地

域での生活課題を抱える個人や地域に対して社会資源と結びつけることなどで課題解決を図っていきます。

児童分野は、子育て支援の充実として「ひとり親家庭」へ「つなぐバンク」による寄贈食材・学用品等の配布を行います。

障がい福祉分野は、平戸市より受託している「基幹相談支援センター」機能の充実を図ります。アウトリーチによる支援、関係機関との連携等を行います。

法人後見活動や成年後見に関する相談や支援の更なる充実を図るために、成年後見センターを運営します。

2015年9月の国連サミットで採択されたSDGsは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、本会で取り組むことができる活動を行います。

地域共生社会の実現に向け地域課題への迅速な対応を行い、社会資源が不足する場合には開発を行い、課題解決に取り組みます。

本会の事業推進には人材の育成が必要です。研修の充実を図り、職員の自主的な自己啓発活動を推進し、国家資格の取得の支援や職能向上を図ります。

令和6年度は本会の「使命」「経営理念」のもと、各地域福祉センター（本所・支所）を拠点とし、地域共生社会の実現に向け、地域福祉の推進と充実を図ります。

2. 重点項目

1. 地域福祉の推進（平戸市地域福祉計画の推進、住民参加と地域協働のまちづくり）
2. 法令遵守（コンプライアンス）による適正な事業運営
3. 専門性の向上と資格取得の推進
4. 地域課題に対する社会資源の開発
5. 相談機能の充実及び他相談機関等との連携強化
6. 介護保険事業・障がい者福祉サービス事業の推進と充実
7. 関係機関・団体等との連携による地域福祉事業の推進

3. 事業計画内容

1. 法人運営部門

(1) 組織運営及び機能強化

- ①役員会等の開催
 - (ア) 理事会、評議員会の開催
 - (イ) 監査会の開催
 - (ウ) 役職員研修会等の開催による役員体制の確立
 - (エ) 評議員選任・解任委員会の開催
- ②運営会議の開催
 - (ア) 本所・支所間の連絡体制の充実
 - (イ) 情報の共有化
- ③係長・主任会議の定期的な開催
 - (ア) 係長・主任会議による各部署間の連携の強化
 - (イ) 係長・主任研修会による人材の育成
- ④定款その他諸規程の整備
 - (ア) 運営に必要な諸規程等の見直し及び運営実態に即した改正
- ⑤社会福祉法人会計の的確な運用
 - (ア) 円滑並びに的確な経理業務の実施
- ⑥各検討委員会の開催（新規）
 - (ア) 本会の総務関係事務や組織の見直しについて検討（総務組織検討委員会）
 - (イ) 地域福祉事業について検討（地域福祉事業検討委員会）
 - (ウ) 介護事業や在宅福祉サービスの今後のあり方について検討（介護事業検討委員会）

(2) 組織管理体制の確立

- ①人事労務管理
 - (ア) 人事労務の管理
- ②財務運営管理
 - (ア) 財務運営の管理
 - (イ) 財政基盤の強化
- ③会員の加入促進
 - (ア) 会員増強検討委員会の開催
 - (イ) 一般会員・賛助会員の加入促進
 - (ウ) 団体会員・特別会員の加入促進
- ④リスクマネジメント
 - (ア) 各種対応マニュアルの作成等によるリスクマネジメント対応の整備
 - (イ) ヒヤリハットの分析によるリスクマネジメントの向上
- ⑤苦情解決体制の整備
 - (ア) 苦情解決体制の充実
 - (イ) 第三者委員会による苦情体制の充実
- ⑥社会貢献活動の実施
 - (ア) 地域に根ざした社会福祉協議会の確立に向け、地域社会貢献活動の実施
- ⑦人材（職員）の育成
 - (ア) OJTによる指導・育成の充実
 - (イ) 専門性の高い職員研修の充実
 - (ウ) 資格取得の推進のため SDS（自己啓発援助制度）の推進

- (エ) 職業実践力育成プログラム（地域の福祉リーダー育成講座）の受講による人材の育成
- ⑧各関係機関との連絡調整
 - (ア) 行政との連絡調整
 - (イ) 各関係機関、団体等との連絡並びに調整
- ⑨広報啓発の強化（情報の開示）
 - (ア) 広報紙の発行による事業内容等の情報の公開
 - (イ) ホームページ、SNSによる情報の発信・開示

2. 地域福祉活動推進部門

(1) 地域福祉活動の推進

- ①ボランティア活動の振興
 - (ア) ボランティア協議会の開催
 - (イ) 各地域福祉センター（支所）の市民総合ボランティアセンターの機能強化を図り、ボランティアの育成強化
 - (ウ) ボランティア協議会の組織の充実強化
 - (エ) ボランティアのネットワーク化を図り、ボランティアの相互理解を深める
 - (オ) 住民のボランティア活動への参加促進
 - (カ) 災害ボランティアセンター訓練の実施
 - (キ) NPO との連携による福祉活動の充実
 - (ク) 介護支援ボランティアポイント事業（若年層）の受託推進
- ②福祉教育の推進
 - (ア) 各地域福祉センター（支所）を拠点とし、当該の学校や保育園等に福祉教育の推進
 - (イ) ボランティア協力校連絡会議の開催
 - (ウ) ボランティア標語等の募集による意識の高揚を図る
- ③総合相談事業
 - (ア) 総合相談体制の確立や専門家（弁護士・司法書士等）や民生・児童委員などとの協働による相談の拡充
 - (イ) フリーダイヤル、電子メール等の活用による円滑な相談体制の構築
 - (ウ) 出張相談窓口の開設
- ④地域福祉活動
 - (ア) 「地域交流事業」（住民座談会）の実施
 - (イ) 民生児童委員、自治会長等との連携強化
 - (ウ) ふれあい・いきいきサロン連絡会の活動の充実
 - (エ) ふれあい・いきいきサロンの各地域への拡充
 - (オ) 救急法や家庭介護講習会等の実施（日本赤十字社と協働）
 - (カ) 生活支援コーディネーター配置による地域における自立支援事業の推進
 - (キ) 地域ケア個別会議の開催
 - (ク) 入居支援保証人代行事業
- ⑤調査・研究事業
 - (ア) 調査・研究事業の実施による福祉課題のニーズ把握
 - (イ) ニーズ把握の結果による新たなサービスの開発等
- ⑥福祉基金を活用した地域福祉活動
 - (ア) 助成事業の活用による地域福祉活動の充実
 - (イ) 寄贈事業の活用による地域福祉活動の充実
 - (ウ) 福祉基金審査会の開催

⑦各種貸付事業の実施

- (ア) 低所得者世帯、高齢者、障害者世帯等に対し、福祉の推進と生活の向上を図るための資金の貸付（生活福祉資金等）
- (イ) 福祉資金・教育支援資金等フォローアップ・償還指導

⑧日常生活自立支援事業の推進

- (ア) 行政機関への事業の周知
- (イ) 各社会福祉施設等への事業の周知
- (ウ) 各福祉団体等への事業の周知

⑨成年後見制度の利用促進

- (ア) 成年後見制度の住民への周知
- (イ) 成年後見制度の相談事業の実施
- (ウ) 成年後見センターの設置
- (エ) 弁護士、司法書士等との連携による成年後見制度申立への支援
- (オ) 法人後見の推進会議の開催

⑩高齢者福祉活動の推進（介護保険等のサービスを除く）

- (ア) 高齢者生活支援ハウスの管理運営（指定管理事業）
- (イ) 「食」の自立支援事業の受託経営（大島地区）
- (ウ) 介護予防・支援事業の受託経営
- (エ) 高齢者自立支援（総合相談）事業の受託経営
- (オ) 介護支援ボランティアポイント事業の受託推進
- (カ) 地域ケア会議の充実
- (キ) 福祉避難所（避難行動要支援者避難場所）の受託経営
- (ク) 高齢者虐待防止法の理解と早期発見への協力
- (ケ) 生活支援コーディネーターの活動の推進
- (コ) 地域を支えるサポーターの養成・育成
- (サ) 高齢者の消費者被害防止未然防止
- (シ) フレイル予防推進事業
- (ス) 認知症カフェの推進
- (セ) 死後事務等多様化するニーズへの対応を検討

⑪障がい者福祉活動の推進（障がい者自立支援事業サービスを除く）

- (ア) 基幹相談支援センターの受託経営
- (イ) 「食」の自立支援事業の受託経営
- (ウ) 障がい者訪問入浴サービスの受託経営
- (エ) 地域生活支援事業の受託経営（移動支援事業等）
- (オ) 通学支援事業の受託経営
- (カ) 障がい者虐待防止法の理解と早期発見への協力

⑫子育て支援活動の推進（障がい児自立支援事業サービスを除く）

- (ア) へき地保育所の管理運営（指定管理事業）
- (イ) 児童虐待防止活動の推進と早期発見への協力
- (ウ) 児童の見守り活動の推進
- (エ) 幼児救急法の開催
- (オ) ファミリー・サポート・センター事業の推進
- (カ) ひとり親家庭等支援事業（つなぐBANK）の実施

⑬各関係機関・団体と連携

- (ア) 民生児童委員協議会連合会等福祉団体との連携
- (イ) 社会福祉施設等との連携・交流（福祉施設連絡協議会との連携）
- (ウ) NPO 団体との連携

(2) 各種募金活動の推進

- (ア) 共同募金会運営委員会の開催
- (イ) 共同募金運動の推進
- (ウ) 歳末たすけあい運動の推進並びに配分
- (エ) 日本赤十字社「社資」募集の推進

(3) 人材の育成

- (ア) 介護職員初任者研修課程の実施
- (イ) 介護福祉士国家試験模擬試験の実施
- (ウ) 高校との連携強化により人材育成の強化
- (エ) 介護人材インターンシップ事業

(4) 連携協定校と連携事業

- (ア) 実習生の受入（社会福祉士、介護福祉士等）
- (イ) 連携協定校と協働による人材育成の強化
- (ウ) 連携協定校と協働による高校生の進路説明会並びに体験学習等の開催
- (エ) 連携協定校と協働による調査・研究事業の開催

(5) 社会福祉施設等職員研修会の開催

- (ア) 社会福祉施設等職員の資質の向上に向けた研修会の開催

(6) 福祉団体の視察受入事業

- (ア) 福祉団体の視察受入

(7) 本会職員派遣事業

- (ア) 他機関の要請に基づき、本会職員の派遣

3. 在宅福祉サービス部門（介護保険、障害者福祉サービス等）

(1) 在宅福祉サービスの経営管理

- ①在宅福祉サービスの安定した経営
 - (ア) 経営の安定化
 - (イ) 適正かつ効率的な事業運営
 - (ウ) 研修の充実によるサービスの質の向上
 - (エ) 管理マニュアル等の作成による管理体制の充実
 - (オ) BCP（事業継続計画）の運用・訓練の実施
- ②各種サービスの実施Ⅰ（介護保険）
 - (ア) 訪問介護事業の実施（ホームヘルプサービス）
 - (イ) 通所介護事業の実施（デイサービス）
 - (ウ) 訪問入浴介護事業の実施（訪問入浴サービス）
 - (エ) 居宅介護支援事業の実施（ケアプランの作成）
- ③各種サービスの実施Ⅱ（障がい者総合支援事業）
 - (ア) 居宅介護事業・重度訪問介護事業の実施（ホームヘルプサービス）
 - (イ) 同行援護事業の実施
 - (ウ) 生活介護・自立支援事業の実施（デイサービス）
 - (エ) 相談支援事業の強化
- ④各種サービスの実施Ⅲ（児童福祉）
 - (ア) 共生型放課後等デイサービスの実施
- ⑤保険外サービスの実施

- (ア) 保険外訪問介護事業の実施
- (イ) 保険外通所介護事業の実施
- ⑥研修の充実（資質の向上）
 - ・情報伝達会議、事業所会議の開催
 - ・業務内容に係る研修会への参加
 - ・内部研修会の実施
- ⑦介護事業の利用者分析等による効率的な事業運営の推進
- ⑧介護事業の広報の強化（プロモーション）
- ⑨業務管理体制整備規程による「内部監査」の実施

4.公益事業の推進

- (1) まごころ弁当お届けサービス事業の実施

5.収益事業の推進

- (1) 墓守代行サービス事業の実施
- (2) 介護用品等販売事業の実施

6. 各地域福祉センター拠点事業

- (1) 本所（平戸地域福祉センター）

日常生活における地域住民が抱える課題や心配ごとは複雑多岐にわたる内容となっており、情報が必要な方への福祉サービスの周知・紹介や、限られた社会資源の中での課題解決に向けた「相談機能」の充実を図っていく事が求められています。様々な地域福祉事業を行う中で、地域住民の課題や心配ごとを把握し、必要に応じて多職種連携しながら総合相談の充実を推進していきます。今年度は、地域に出向いて相談の場を設け、地域住民に信頼される社協を目指し、新たに出張型総合相談窓口を開設します。

【重点項目】

- ・介護予防カフェ「よろうで喫茶」の開催（月1回）
- ・つなぐBANKひらどの実施
- ・子育て世帯への支援
- ・出張型総合相談窓口の開設

- (2) 生月支所（生月地域福祉センター）

地域共生社会の実現に向け、住民の方の総合的な相談窓口として排除することのない相談体制の構築を図り、地域課題への対応、多機関連携、住民主体の地域福祉活動支援を重点的に行います。自治会、民生児童委員、老人クラブ、まちづくり運営協議会、ボランティア団体、医療・介護・福祉関連機関などと連携・協働しながら「住民参加」の地域福祉推進を図ります。地域住民に対する各種研修会の開催や、情報提供による広報啓発、共同募金配分金事業や福祉基金寄贈事業などの地域福祉活動への支援を行います。

【重点項目】

- ・介護予防カフェ「ゆ〜らり」の開催（月1回）
- ・一人暮らし等高齢者ふれあい食事会の実施（毎月1回）
- ・生月こども講座の開催

- ・ひとり親家庭学習支援事業の実施
- ・介護予防ボランティア活動の推進

(3) 田平支所（田平地域福祉センター）

田平地区では、介護支援ボランティアや地域を見守るサポーターなど住民が主体となって助け合い支え合う地域づくり活動が盛んに行われています。田平まちづくり協議会健康福祉部会が行う福祉活動や民生委員児童委員による支援は、これからの地域づくりにとって重要な取り組みであります。社協としても、このような福祉活動と協働し、また専門的な支援については、社協の専門性を活かしながら推進して参ります。

【重点項目】

- ・一人暮らし等高齢者ふれあい食事会の実施（毎月1回）
- ・介護予防カフェ「ニコニコ」の実施（毎月1回）
- ・生活支援コーディネーターによる訪問型ボランティア支援
- ・障害者サロンの支援
- ・歳末ふれあい餅つき大会の実施

(4) 大島支所（大島地域福祉センター）

平戸市内でも比較的に高齢化率が高い大島地区では、相互に助け合いがありますが、高齢者の増加に伴い、新たな相互に助け合う体制整備も併せて行う必要があります。

まちづくり運営協議会や関係団体・機関と連携を図り、ボランティア活動の推進、世代間交流やいきいきサロンの活動支援等小地域活動を進め、地域福祉の向上を図ります。

【重点項目】

- ・一人暮らし老人弁当サービス事業の実施
- ・大島村健康ふくしまつりの開催
- ・小中学生を対象とした夏休みデイサービス体験の実施
- ・介護予防カフェの実施（毎月1回）
- ・地域密着型サービス運営推進会議の実施（年2回）